

議案第 79 号

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例（昭和 23 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例

第 1 条中「川崎市立高等学校」の次に「（以下「高等学校」という。）」を加え、「入学選考料等」を「入学選考料、入学料、授業料及び聴講料（以下「入学選考料等」という。）並びに川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）の入学選考料」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 高等学校の入学選考料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学選考料、入学料及び授業料の額 別表第 1 に掲げる額

(2) 聴講料の額 別表第2に掲げる額

2 附属中学校の入学選考料の額は、2,200円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎高等学校附属中学校の入学選考料を新設するため、この条例を制定するものである。